

古賀都市計画地区計画の変更（古賀市決定）

古賀都市計画地区計画を福岡広域都市計画地区計画に名称を改め、次のように変更する。

平成24年6月1日 古賀市告示第102号

第1回変更：平成29年1月24日 古賀市告示第10号

名 称		播摩地区地区計画
位 置		古賀市美明一丁目、美明三丁目の各一部
面 積		約4.2ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、美明地区の拠点として、生活に関連する多様な機能の集積を図るとともに、建築物等の規制・誘導を行い、周辺住宅地との調和に配慮した市街地の環境を形成することを目的とする。
	土地利用の方針	本地区は、住宅地の生活中心として、商業・業務サービス・生活利便施設等の施設を適宜配置する。
	建築物等の整備方針	住宅地の中心地区としての街の活気と快適な街並み空間の創出を誘導するとともに、建築物等の用途、形態等の制限を行い、隣接する住宅地と調和する環境の形成を図る。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 次の建築物は、建築してはならない。ただし、市長が良好な地域の環境を害する恐れがないと認めたものを除く。 1 倉庫業を営む倉庫 2 神社、寺院、教会等 3 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 4 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する工場で作業場の床面積が50㎡以下のもの、又は自動車修理工場で作業場の面積が300㎡以下のものを除く。） 5 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの
		立地できる商業施設等の大規模集客施設の床面積の合計の最高限度 10,000㎡以下。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から高さ2.5m以上の擁壁までの距離の最低限度は、3mとする。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画地区計画の名称を変更するものです。